

契約書……その内容をご説明します

排出油防除措置の実施に関する契約書

_____ (以下「甲」という。)と海上災害防止センター(以下「乙」という。)とは、平成__年__月__日 _____ において発生した _____ の排出油事故について甲が行うべき排出油の防除措置のために必要な作業(以下「作業」という。)の実施に関し、次のとおり契約する。

(主旨)

第1条

甲は、甲にかわって海域における作業を実施することを乙に委託し、乙は誠意と最善の注意をもって有効かつ適切に作業を実施する。

【解釈】

- (1) 本契約は、排出油事故が発生した場合の事故処理に関する委託契約である。
- (2) センターが実施する作業の範囲は、具体的には第2条に掲げる作業内容であって、かつ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「法」という。)に定めるセンターの目的が「海上における災害の発生及び拡大の防止」となっていることに鑑み海域(最高高潮面まで)の作業としている。

(作業の内容)

第2条

乙の実施する作業の内容は、次の各号の全部又は一部とする。

- (1) オイルフェンスの展張その他の排出された油のひろがりの防止のための措置
- (2) 排出された油の回収
- (3) 油処理剤の散布による排出された油の処理
- (4) その他甲乙協議のうえ行う排出油の防除に関連する措置

【解釈】

- (1) 排出油事故をおこした場合、船舶所有者等が講じなければならない措置は、省令第32条に規定されている。
- (2) 本条において作業の内容を限定したのは、排出油事故が発生した場合、船舶所有者等が直接自分で作業を実施することもありうることからセンターは例示した作業内容についてもその全部又は一部に限定して実施することとしたものである。
- (3) センターは船舶所有者等から委託があった場合、本契約に基づいて作業を実施することになるが、認可法人であるセンターが排出油の防除に関する作業を本契約によって実施するからといってP1保険と海上保険の関係には、何等影響を及ぼすものではないと考える。

(作業の実施)

第3条

乙が実施する作業は、乙及び乙があらかじめ契約を締結してい

る防災措置実施者(以下「契約防災措置実施者」という。)により実施するものとする。この場合において、契約防災措置実施者のなした行為は乙の行為とみなす。

【解釈】

- (1) 民法の委任規定では、再委任する場合には委託者の了解をとりつけておく必要があるためセンターは作業の実施を下請に出す旨を本条に明文化することによって本契約においては再委任できることを明確にしている。また、センターはほとんどの排出油事故の場合、契約防災措置実施者を使用して作業を実施することになるが、船舶所有者等に対してはセンターが契約防災措置実施者の行為についての責任を負担することをみなし規定をおくことによって明らかにしている。
- (2) センターは民法の委任に関する規定に準拠し、船舶所有者等の指示に従って作業を実施する。なお、事故が発生した場合の実態としては、海上保安部署が中心となって認置する対策会議等で各機関(船舶所有者等を含む)が協議して作業を円滑に実施することとなる。
- (3) センターは、防除作業を実施するにあたり、船舶所有者等と協議した防除作業の方法よりもさらに有効な方法について海上保安庁から指示、助言を受けた場合は、センターはこれを船舶所有者等に通知し、防除作業を実施する。
- (4) 船舶所有者等は、センターとの間で本契約を締結したからといって、並行的に特定の業者を使用して船舶所有者等自身が措置を講ずることをさまたげるものではなく、また、船舶所有者等がセンターに作業を委託する場合であっても船舶所有者等が特定の契約防災措置実施者を使用することを求めた場合は、できる限りその意図に添うよう配慮する。

(報告)

第4条

乙は、作業実施中、甲に適宜又は甲の指示により経過報告を行うとともに作業方法を協議し、作業終了後は遅滞なく当該作業の内容及び結果を記載した報告書を甲に提出するものとする。

【解釈】

センターは、作業実施中は船舶所有者等に対し随時防除作業の状況等を報告するなど船舶所有者等との連絡を密にし、また、作業終了後はセンターの作業状況の確認を得るため、報告書を提出することとしている。

(費用の請求及び支払)

第5条

乙は、次の各号の費用を甲に請求するものとする。

- (1) 契約防災措置実施者作業経費
 - (2) 乙が保有し、本作業に使用した船艇、資機材等の経費
 - (3) センター経費
 - (4) その他作業に関連する経費で甲と乙とが特に定めた経費
- 2 前項の費用の決定並びに支払方法については、甲と乙との協議によるものとする。
- 3 甲は、乙から前項により決定された費用の請求を受けたときは、できるかぎり速やかに支払わなければならない。
- 4 費用のうち、作業のために消費した薬剤その他の資材に関しては、甲乙協議のうえ現物をもって現金の支払にかえることができる。

このほかに、排出有害液体物質等防除措置の 実施に関する契約もあります

- 5 乙からの費用の請求後3ヵ月を経過しても甲から費用の支払いがない場合は、甲は、費用の請求後3ヵ月を経過した日から乙に請求金額に対し年12%の割合で延滞金を支払わなければならない。

【解釈】

- (1) 費用の請求は、防除措置能力の評価、事業者の本来業務における賃金体系等様々な要素を考慮して決定する必要があるため、前例及び従来からの慣行等を参考にしながら当事者間で協議して決定することとする。
- (2) センターは立上りを迅速にすることによって、被害の拡大の防止に努めるとともに投入する船艇、人員、資機材を最少限度にするよう努力することによって経費の低廉化を図り、全体の経費が従来の措置に要した費用よりも下廻るよう最善の努力をする方針である。また、防災措置実施者に対しては、費用に関する関係者間の調整事務の迅速化を図り、費用の支払を速かに実施するよう努めることとする。
- (3) センターが、船舶所有者等に対して行う費用の請求は、関係者との協議が全て整った後に行うことにしているため、その支払いは請求後できるかぎり速に行われることとしている。しかしながら万一の場合を考慮して請求から3ヵ月経過した後の延滞金を定めた。

(責任の負担)

第6条

乙が実施した作業に基づき発生した損害については、乙がその責任を負担する。

ただし、乙が甲の指示に従ってなした行為により発生した損害等乙に過失なくして発生した損害についてはこの限りでない。

【解釈】

本条は、船舶所有者等とセンター、並びに別契約によるセンターと契約防災措置実施者の責任関係がそれぞれ関連をもった条項となっている。

即ち、センター及び契約防災措置実施者の過失による損害は、センター及び契約防災措置実施者の負担となり、過失によらないで第三者に与えた損害は、被害者たる第三者から船舶所有者等に対して損害賠償請求が行われ、それを支払った船舶所有者等がセンター及び契約防災措置実施者へ求償するということはあり得ないとする。

(契約の解除)

第7条

甲又は乙は、本契約について、何時でも将来にむかって本契約を解除することができる。

ただし、相手方に解除による損害が発生したときは、解除した者は、その損害を賠償しなければならない。

【解釈】

- (1) 本条は、民法第651条の趣旨と同一の内容となっている。
- (2) 排出油事故の処理は、排出油の時々刻々の変化に対応した形で措置が講ぜられているので、解除の時期は解除する旨を通告し、それが相手方に到達した時期として運用されることとなろう。

(紛争の解決)

第8条

本契約は、日本法に従い解釈し、本契約に規定のない事項及び契約内容等に紛争が生じた場合は、当事者双方誠意をもって協議する。

【解釈】

紛争時における仲裁については、本契約において明文化されていないが、事務処理を円滑に実施するため当事者双方が合意すれば日本海運集会所の仲裁に付すことをさまたげるものではない。

第9条

本契約の履行に関して甲、乙間に争いが生じた場合は、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

【解釈】

紛争が生じた場合には、第8条により当事者双方が誠意をもって協議する。即ち、話し合いによって解決を図ることを原則としているが、それでもなおかつ協議が整わなくて裁判に付す場合の管轄裁判所を東京地裁とすることとしている。

(契約の期間)

第10条

本契約は、第5条に定める費用（同条第5項に定める延滞金があるときは、これを含む。）の支払いが完了したときに終了するものとする。

【解釈】

本契約は、排出油事故が発生した場合に、船舶所有者等がセンターの性格及び能力を認めた上で締結する一事故限りの委託契約である。従ってその契約期間については事故処理に係る費用の支払いとの関連で決めていくが費用の支払いが分割による支払いもありうることから支払いが完了したときに終了することとしている。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成____年____月____日

住 所 _____

甲

氏 名 _____

住 所 東京都新宿区高田馬場1丁目31番18号
高田馬場センタービル

乙

氏 名 海上災害防止センター
理事長 _____